

宮崎市分別大使設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、分別大使を設置し、一般廃棄物の適正処理、減量化、資源化、地域の清潔の保持等ボランティアとして実践的に地域活動する分別大使に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選任等)

第2条 分別大使は、市が各自治会から選任する。

2 各自治会から選任される分別大使の数は、1自治会から原則2名とし、小規模自治会においては最低1名とする。

(役割)

第3条 分別大使の役割は、次のとおりとする。

- (1) 正しいごみの出し方の徹底やごみ集積所の清潔保持の推進に関する指導、啓発
- (2) ごみ減量化・資源化に関する指導、啓発
- (3) 地域におけるごみ問題の把握と市に対する意見の提出
- (4) 不法投棄等を発見した場合の市への報告
- (5) 研修会等への出席

(名簿登録)

第4条 市は、分別大使を名簿登録し、登録証を交付する。

2 分別大使の登録期間は、1年とし、更新することができる。

3 自治会は、分別大使に変更等があったときは、市に届けるものとする。

4 市は、分別大使に対し、報酬は支給しない。

(補償)

第5条 市は、分別大使がその活動中に万一不慮の事故や災害にあった場合、市民活動保険制度の適用範囲で対応するものとする。

(事務)

第6条 分別大使に関する事務は、環境部環境業務課が担当する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。